

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の翌日  
が休息日)

## 目次

- ◇ 例 恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例
- 鳥取県精神衛生審議会条例
- 鳥取県精神衛生診査協議会条例
- 鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 危険物取扱主任者等試験委員に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県林業改良指導員資格試験条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例を廃止する条例

## 条例

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例をここに公布する。  
昭和四十年十月二十日

### 鳥取県条例第三十二号

鳥取県知事 石 破 二 朗

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた鳥取

県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)第三条に規定する県吏員等(以下「県吏員等」という。)

又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和

四十年十月分(同年十月一日以降給与事由の生ずる者については、その

給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、その年額の計算の基

礎となつてゐる給料年額(昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生

じた恩給の年額の改定に関する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四

十一号)第四条の規定が適用されている退職年金及び遺族年金について

は、同条の規定が適用されないとしたならば受けるべきであつた年

額の計算の基礎となるべき給料年額)にそれぞれ対応する別表の仮定給

料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金

及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和四十年十月鳥取

県条例第三十七号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金

ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)によつて算出して

得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者につ

いては、この改定を行なわない。

第二条 前条の規定により年額を改定された退職年金(公務傷病年金と併給される退職年金を除く。)又は遺族年金(妻又は子に給する遺族年金を除く。)で、次の表の上欄に掲げる月分のもについては、当該月分

に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該退職年金又は遺族年金を受ける者の年齢（遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けているときは、そのうちの年長者の年齢）が同表の下の欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月 分	年 齢 の 区 分		
	六十歳未満	六十歳以上六十歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分 昭和四十一年六月分まで	三十分の三十	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十一年七月分 昭和四十二年六月分まで	三十分の三十	三十分の十五	三十分の十五
昭和四十二年一月分 昭和四十二年六月分まで	三十分の三十	三十分の十	

2 前条の規定により年額を改定された遺族年金で、妻又は子に給する次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該遺族年金を受ける者の年齢が同表の下の欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月 分	年 齢 の 区 分	
	六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分 昭和四十二年六月分まで	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十一年一月分 昭和四十二年六月分まで	三十分の十五	三十分の十五

(昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。）した県吏員等又はこれらの者の遺族で、昭和四十年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金を受けているものについては、同年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する条例及び規則（以下「旧給与条例等」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与条例等の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 第一条ただし書の規定は前項の規定による恩給の年額の改定について、前条の規定は前項の規定により年額を改定された退職年金及び遺族年金について準用する。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、前条の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

別表

恩給の年額の計算の基礎となっている給料年額

仮定給料年額

八六、〇〇〇円  
 八八、三〇〇  
 九〇、四〇〇  
 九三、三〇〇  
 九五、一〇〇  
 九八、四〇〇  
 一〇三、二〇〇  
 一〇八、二〇〇  
 一一三、一〇〇  
 一一八、二〇〇  
 一二三、一〇〇  
 一二八、一〇〇  
 一三一、三〇〇  
 一三四、五〇〇  
 一三八、二〇〇  
 一四三、四〇〇  
 一四七、八〇〇  
 一五二、一〇〇  
 一五七、二〇〇  
 一六二、三〇〇  
 一六七、九〇〇  
 一七三、六〇〇  
 一八〇、七〇〇  
 一八五、〇〇〇  
 一九〇、八〇〇  
 一九六、四〇〇  
 二〇七、七〇〇  
 二一〇、六〇〇  
 二一九、一〇〇  
 二三〇、五〇〇

一〇三、二〇〇円  
 一〇六、〇〇〇  
 一〇八、五〇〇  
 一一二、〇〇〇  
 一一四、一〇〇  
 一一八、一〇〇  
 一二三、八〇〇  
 一二九、八〇〇  
 一三五、七〇〇  
 一四一、八〇〇  
 一四七、七〇〇  
 一五三、七〇〇  
 一五七、六〇〇  
 一六一、四〇〇  
 一六五、八〇〇  
 一七二、一〇〇  
 一七七、四〇〇  
 一八二、五〇〇  
 一八八、六〇〇  
 一九四、八〇〇  
 二〇一、五〇〇  
 二〇八、三〇〇  
 二一六、八〇〇  
 二二二、〇〇〇  
 二二九、〇〇〇  
 二三五、七〇〇  
 二四九、二〇〇  
 二五二、七〇〇  
 二六二、九〇〇  
 二七六、六〇〇

二四三、一〇〇  
 二四九、五〇〇  
 二五五、六〇〇  
 二六四、四〇〇  
 二六九、五〇〇  
 二八四、五〇〇  
 二九一、九〇〇  
 二九九、六〇〇  
 三一四、六〇〇  
 三二九、七〇〇  
 三三三、六〇〇  
 三四六、〇〇〇  
 三六三、七〇〇  
 三八一、二〇〇  
 三九二、〇〇〇  
 四〇二、六〇〇  
 四二二、九〇〇  
 四四三、三〇〇  
 四四九、六〇〇  
 四六六、六〇〇  
 四八八、〇〇〇  
 五〇九、四〇〇  
 五三〇、七〇〇  
 五四四、一〇〇  
 五五八、四〇〇  
 五八六、〇〇〇  
 六一三、八〇〇  
 六二七、八〇〇  
 六四一、四〇〇  
 六六九、〇〇〇  
 六八一、七〇〇  
 六九六、七〇〇  
 七二四、三〇〇

二九一、七〇〇  
 二九九、四〇〇  
 三〇六、七〇〇  
 三一七、三〇〇  
 三二三、四〇〇  
 三四一、四〇〇  
 三五〇、三〇〇  
 三五九、五〇〇  
 三七七、五〇〇  
 三九五、六〇〇  
 四〇〇、三〇〇  
 四一五、二〇〇  
 四三六、四〇〇  
 四五七、四〇〇  
 四七〇、四〇〇  
 四八三、一〇〇  
 五〇八、七〇〇  
 五三九、四〇〇  
 五五九、九〇〇  
 五八五、六〇〇  
 六一、三〇〇  
 六三六、八〇〇  
 六五二、九〇〇  
 六七〇、一〇〇  
 七〇三、二〇〇  
 七三六、六〇〇  
 七五三、四〇〇  
 七六九、七〇〇  
 八〇二、八〇〇  
 八一八、〇〇〇  
 八三六、〇〇〇  
 八六九、二〇〇

七五〇、四〇〇	九〇五、三〇〇
七六九、九〇〇	九二三、九〇〇
七八四、六〇〇	九四一、五〇〇
八〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇
八一四、八〇〇	九七七、八〇〇
八四四、九〇〇	一、〇一三、九〇〇
八七五、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇
八八九、八〇〇	一、〇六七、八〇〇
九〇五、二〇〇	一、〇八六、二〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その年額に百分の百二十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を仮定給料年額とする。

鳥取県精神衛生審議会条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

鳥取県精神衛生審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第七條第二項の規定に基づき、鳥取県精神衛生審議会(以下「審議会」という。)の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県精神衛生診査協議会条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県精神衛生診査協議会条例

(目的)

第一条 この条例は、精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第七條第二項の規定に基づき、鳥取県精神衛生診査協議会(以下「協議会」という。)の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会長)

第二条 協議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第三条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

## (雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県条例第三十五号

鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例

## (設置)

第一条 鳥取県における沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発、沿岸漁業の

経営近代化のための施設の導入等沿岸漁業の構造改善に関し必要な事業

(以下「沿岸漁業構造改善事業」という。)の推進を図るため、鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、沿岸漁業構造改善事業に関する重要事項について調査審議する。

## (組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 市町村長

二 漁業協同組合、漁業協同組合連合会その他の漁業団体の役職員

三 農林中央金庫その他の金融機関の役職員

四 水産物の流通又は加工に関する事業に従事する者

五 漁村の青年婦人組織の代表者

六 学識経験者

七 関係行政機関の委員又は職員

## (任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ

指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」とい

う。)第二十九条の規定に基づき、公安委員会が行なう法第七条の許可証の交付若しくは再交付又は法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の交付若しくは再交付については、手数料を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(火なわ式銃砲又は刀剣類の登録に関する手数料条例の廃止)

2 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録に関する手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十八号)は、廃止する。

(警察保安関係許可手数料条例の一部改正)

3 警察保安関係許可手数料条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)及び銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第六号)」を「及び質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)」に改める。

別 表 中

八 質屋営業法関係

許可証の再交付

五十円

九 銃砲刀剣類所持取締法による許可証の交付

二百円

十 右 同

許可証の再交付

五十円

を  
八 質屋営業法関係

許可証の再交付

五十円

改める。

に

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を  
改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥  
取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」  
を「七十五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用  
する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関  
スル条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給与事  
由の生じた退職年金についても適用する。この場合において、退職年金  
の支給年額については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法  
律第八十二号)附則第十二条後段の規定の例による。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部  
を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、〇八六人」を「三、〇八八人」に、「三九  
二人」を「三九〇人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次の  
ように改正する。

第六十一条第二項中「日本住宅公団」の下に「、地方住宅供給公社」を  
加える。

第六十一条の二(見出しを含む。)中「日本住宅公団」の下に「又は地  
方住宅供給公社」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)附則第二項の規定による組織変更により地方住宅供給公社となつた法人に関しては、この条例による改正後の鳥取県税条例の規定は、当該組織変更の日後に、当該法人が取得した不動産の不動産取得税について適用し、当該組織変更の日以前に、当該法人が取得した不動産の不動産取得税については、なお従前の例による。

危険物取扱主任者等試験委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

危険物取扱主任者等試験委員に関する条例の一部を改正する

条例

危険物取扱主任者等試験委員に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「危険物取扱主任者等試験委員」を「危険物取扱主任者試験委員」に改める。

第二条第二項中「又は映写技術」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の危険物取扱主任者等試験委員に関する条例の規定により委嘱又は任命され現にその職にある危険物取扱主任者等試験委員は、この条例による改正後の危険物取扱主任者試験委員に関する条例の規定による危険物取扱主任者試験委員にそれぞれ委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期の残存期間とする。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例等の一部を改正する条例

(鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正)

第一条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「三年」を「四年」に、同条同号ロ中「指導奨励」を

「指導」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に、「学識経験」を「学歴及び経験」に改め、同条同号を同条第三号とする。

第八条中「二百円」を「五百円」に改める。

第九条を次のように改める。



(林業改良指導員資格試験委員)

第九条 試験の実施に関する事務を行なわせるため、知事の管理に属する鳥取県林業改良指導員資格試験委員(以下「委員」という。)を置く。

第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

第十条 委員は、八人以内とする。

2 委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

第十一条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正)

第二条 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「学校法人自由学園高等科」を「旧学校法人自由学園高等科」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項中「(別記様式第四号)」を削る。

第十一条を次のように改める。

(改良普及員資格試験審査委員)

第十一条 試験の成績を判定させるため、知事の管理に属する鳥取県改良普及員資格試験審査委員(以下「委員」という。)を置く。

第十二条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

第十二条 委員は、九人以内とする。

2 委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

第十三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

別記様式第一号から別記様式第四号までを削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十二号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「倉吉市八屋から東伯郡泊村字原まで」を「倉吉市上井

町から東伯郡泊村字原まで」に、  
県道松江境線 全 線

県道津山倉吉線 倉吉市宮川町か

ら同市河原町まで  
を「県道松江境線 全 線

に、「県道赤碕溝口線」を「県道大山溝口線」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例を廃止する条例

地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十五号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取印刷所  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】